

台風などの非常変災時における措置について（お知らせ）

1. 特別警報 暴風警報が発令された場合

(1) 午前7時の時点で、滋賀県全域または近江南部（滋賀県南部）に「特別警報」「暴風警報」または、「暴風を含む警報」が発令されていた場合は、臨時休校となります。

※大雨警報や洪水警報の場合は、臨時休校になりません。

(2) 午前7時までに暴風を含む警報が解除された場合は、通常通り登校させてください。

ただし、通学路等の状況から危険が予想される場合は、始業時間の繰り下げや臨時休校の連絡（メール配信）をさせていただく場合があります。電話連絡はいたしませんのでご了承ください。

2. 特別警報 暴風警報が発令された場合

(1) 通学路の安全を確認後、下校時刻を繰り上げる緊急措置をとります。

その場合は、メール配信にて連絡いたします。（可能な限りメール配信登録をお願いいたします。）その後、集団下校いたします。まずは、全員下校する形を取りますので、次の点についてお子様と普段から十分確認しておいてください。

1. 下校時刻が早まった場合、いつものように家に入れるのか。

入れない場合は、どうすればよいのか。お子様にはっきりと伝えておいてください。

2. 自宅以外の場所に帰る場合（祖父母・知り合い宅等）は、誰の家に帰るのかをお子様自身が言えるようにしておいてください。

3. 自宅以外に帰る場合は、相手方と十分連絡を取り合っておいてください。

※児童クラブのお子さんについては、一旦児童クラブへ下校させますが、速やかに児童クラブへ迎えに行っていたり、児童クラブまで必ず帰宅方法を連絡してください。

※地域別に担当教師による安全確認をしながら下校させます。

保護者の皆様におかれましても警報が発令された場合には、児童の安全の確保のため、ご家庭での待機や近くまでの出迎えなどの対応をしていただきますようお願いいたします。ただし、学校から外に出るのが危険であると判断した場合は、「引き渡し」による下校措置をとりますのでメール配信内容にご注意ください。

※状況により給食を食わずに、下校させることもあります。

※校区外通学等で送り迎えをされている児童につきましては、警報が発令されましたら、できる限り早く迎えに来てください。それまでは学校待機とさせていただきます。